

令和6年度前期 科目等履修生出願要領

鹿児島大学教育学部

【出願資格】 出願資格は次のいずれかに該当する者としてします。

1. 大学に1年以上在籍した者
2. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
3. 本学部において前2号と同等の学力を有すると認められた者

【事前審査】 外国人留学生等については、事前の個別審査を行う場合があります。

【願書受付期間】 令和6年2月5日（月）～2月12日（月）
9：00～17：00（土日を除く）

【提出先及び問い合わせ先】 教育学部教務係窓口（窓口には直接提出できない場合はご相談下さい。）
〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目20-6 鹿児島大学教育学部教務係 TEL 099-285-3405

【出願時提出書類】

①科目等履修願（別紙様式）

- ・科目等履修願に科目担当教員の許可印の無い科目は受け付けられません。
- ・履修科目数の上限は4科目、履修単位数の上限は8単位です。
- ・科目等履修の理由が教員免許取得の場合、取得希望免許状（小・中・高・特別支援学校の別、一種・二種の別及び中・高は教科名まで）を記入してください。

②履歴書（別紙様式）

③最終学歴校の卒業（見込）証明書

出願資格1. に該当する者は、大学に1年以上在籍したことの分かる証明書。

④最終学歴校の成績証明書

⑤返信用封筒（長型3号）84円切手を貼付し、住所・氏名を記入してください（成績送付用）。

⑥所属長の履修許可書（別紙様式） ※有職者のみ

⑦学生証用写真1枚（3cm×2.4cm） ※裏面に氏名を記入すること

⑧検定料の納入書類

検定料収納証明書貼付台紙

（検定料納付後、「検定料収納証明書」を貼付のこと）

⑨身元保証書（別紙様式） ※日本人を保証人としてください。外国人のみ提出

⑩身分証明書 ※外国人のみ提出

日本に在住する外国人は、市町村長の発行する「住民票の写し」（在留資格が記載されたもの）
その他のものは、パスポートの写し。

※書類は教育学部教務係の窓口へ直接取りにきていただくか、郵送での配付となります。郵送での配付を希望される場合は、封筒に朱書きで「科目等履修生関係書類請求」と記入の上、角形2号の返信用封筒（210円分の切手を貼付、住所・宛名を記入）を同封してください。
ただし、時間割完成時期の都合上、書類の配付は7月下旬となります。

書類請求先 〒890-0065 鹿児島市郡元1-20-6 鹿児島大学教育学部教務係

（注）：出願書類により志願者から提出された個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に則り、科目等履修に関する学務業務における学籍・成績管理、修学指導、授業料の債権管理等を行うために利用し、他の目的には利用しません。

【所要経費】

1. 検定料 9,800円	別紙「鹿児島大学検定料振込方法」により払い込み、「検定料収納証明書貼付台紙」に「検定料収納証明書」を貼付の上、出願時に提出してください。
2. 登録料 28,200円 ※複数の学部 ^① に志願する場合は1学部 ^② だけで納入しその旨を申し出てください。	2月21日(水)～2月26日(月)の期間中に以下の手続きをしてください。 ・納入方法については、別途お知らせします。
3. 授業料 14,800円 (1単位につき)	・納入方法については、別途お知らせします。

【授業開始】4月9日(火)

※授業開始日・授業日程は学部によって異なる場合がありますので、複数学部履修の場合は履修する学部にて事前に確認するようにしてください。

【成績通知】8月23日(金)の成績発表以降に個人宛に送付します。

- 【その他】**
- ①教授会で科目等履修許可、不許可が決定されます。
履修不許可の場合のみ2月20日(火)までに教育学部教務係から電話連絡します。
 - ②4月3日(水)以降に学生証、履修登録確認票を教育学部教務係へ受け取りにきてください。
 - ③授業の講義室については、第1回目の授業日に教育学部第1講義棟内の掲示板にて確認してください。
 - ④科目等履修生の自家用車による通学は原則として認められません。
特別な理由がある場合は科目等履修願の提出時に申し出てください。
 - ⑤授業の休講・補講については掲示板にて確認してください。

【教員免許状取得を考えている方へ】

教員免許状取得のための単位の修得方法はいくつかあり、各人の今までの単位の修得状況や教員としての勤務年数などで異なってきます。
どの方法で修得するのが近道かは、大学では判断しかねますのでご了承ください。

[中学校・高校の教員免許状取得を考えている方へ(重要)]

科目等履修によって不足分の単位を補う場合は次の点に注意してください。

「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位の修得方法は、教員免許法施行規則第4条(高校の場合は第5条)の備考1及び備考2に定められているとおり、免許教科の種類に応じてそれぞれ定められた教科に関する専門的事項について単位数(それぞれ1単位以上)を充たすだけでなく、各事項の一般的包括的な内容を充たす必要があります。

単位数を充たしていても、一般的包括的な内容を含む授業の単位を修得していなければ免許状は授与されませんので注意してください。

また、一つの科目について複数の授業で一般的包括的な内容を充たすような課程認定を受けている場合、一般的包括的な内容を含む授業は必ず同一の学部で全て修得するようにしてください。
仮に複数の学部(学校)にまたがって一般的包括的な内容を含む授業を修得したとしても、いずれの学部(学校)でも一般的包括的な内容を充たしていることを証明できず、免許状授与がされませんので注意してください。

不明な点がある場合は問い合わせ先までご連絡ください。

ただし、今まで修得した科目に関する問い合わせ(教員免許法上のどの科目に該当するか、一般的包括的な内容を含んでいるかなど)は、科目を修得した学部(学校)に問い合わせてください。